



平成29年度 内閣官房委託調査

尖閣諸島に関する資料調査報告書

平成30年3月 株式会社ストリームグラフ

目次

まえがき	02
事業のあらまし	03
1 調査の概要	03
2 調査目的及び対象	03
3 実施体制、調査スケジュール	04
4 調査結果	05
5 資料紹介	
※資料部分：資料番号／資料タイトル／収録誌(著作者)等／作成年月日	
(ア) 尖閣諸島の開拓の様子を伝える写真や図版	
資料群1: 写真資料から見る尖閣諸島 06	
No.1 沖縄県管轄尖閣群島図(旧名魚釣久場島)	尾滝延太郎／横山又二郎 1899年(明治32年) 07
No.2 黄尾島 [地学雑誌所収久場島開拓写真]	宮島幹之介 1900年(明治33年) 08
No.3 明治時代の尖閣諸島の写真(『古賀辰四郎へ 藍綬褒章下賜の件』に添付されている写真)	『明治四十二年 公文雑纂 内閣四巻四』所収 1900年(明治33年)／ 1908年(明治41年) 10
No.4 [1908年(明治41年)魚釣島、久場島開拓写真]	撮影者不明 1908年(明治41年) 14
(イ) 沖縄県への領土編入以前の尖閣諸島に対する取組や領土編入以降日本が尖閣諸島に行政権を行使してきたことを示す資料	
資料群2: 沖縄県への編入前における尖閣諸島の管理の模索と編入後における警察による管理 16	
No.5 沖縄県警察統計表 明治24年	沖縄県警察部 1891年(明治24年) 12月11日 17
No.6 図表 [沖縄県警察区画地図及び一覧表]	[沖縄県] 1893年(明治26年) 12月31日 20
No.7 琉球警察警備艇あかつきの尖閣諸島派遣	八重山毎日新聞 1953年(昭和28年) 22
No.8 尖閣列島波高し (不法入域者に対する警告板の設置)	八重山土木事務所 あゆみ 1980年(昭和55年)11月 24
No.9 警察署管轄図	琉球警察統計書 1971年(昭和46年) 28
(ウ) 琉球切手と尖閣諸島の海鳥	
資料群3: 切手に描かれた無人島のアホウドリ 30	
No.10 「琉球切手:海洋シリーズ第3集(海鳥と海と島)」 (切手シートと初日カバー)	安次富長昭(図案) 1972年(昭和47年) 4月14日 31
No.11 尖閣諸島の海鳥たち	新納義馬／ 水島邦夫(撮影者) 1971年(昭和46年)－ 2001年(平成13年) 34
(エ) 諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料	
資料群4: 皇明実録(こうみんじつろく) 36	
No.12 皇明実録(万曆四十五年八月の条)	1630年(寛永7年) 37 成書(写本年代は不確定)
あとがき(研究チーム)	40

まえがき

周知のように、琉球(沖縄)は、1372年(文中元年)から中国明朝と公式の交流関係(冊封・朝貢関係)を開始した。その関係は続く清朝の時代にもおいても継続し、1879年(明治12年)の沖縄県設置(琉球処分)に至るまで約500年間も続いた。その間、時期によって若干の変化はあるものの、琉球の船舶は2年に1度の頻度で東シナ海を往還した。中国政府が指定した琉球の入域港が福建省の福州だったために、琉球船は那覇港を出帆し、尖閣諸島の北や南の海域を抜けて福州に達した。用務を済ませると、再び元の海域を航海して那覇港に帰帆した。

その歴史状況から浮上する明確な事実、琉球の航海者たちが尖閣諸島とその周辺海域を最も熟知する存在だったということである。そのことを裏付ける数々の資料が残されている。

琉球の王国行政は間切(まぎり)・村制度によって運営されていた。末端の行政単位が村であり、それを括って間切と呼ばれる行政区画が組織されていた。例えば、八重山諸島には石垣、大浜、宮良の3間切が存在し、その下に村々や島々が位置付けられていたのである。王国の行政範囲の中に尖閣諸島の名前は登場しない。

しかし、1879年(明治12年)に琉球王国の時代が終わり沖縄県となって以降、大きな変化が起こった。沖縄県と日本政府が大東諸島や尖閣諸島などの無人島嶼の開発可能性を探るための具体的な動きを始めたからである。1885年(明治18年)、沖縄県は大東諸島

と尖閣諸島に相次いで調査チームを派遣した。同年、大東諸島の領有を表明する国標を建立し、一定の猶予を置いた1895年(明治28年)1月14日、尖閣諸島の日本への編入を閣議決定した。このような手続きや措置を経た上で、両諸島の開拓と有人島化のプロセスは始まったのである。糖業を基幹とした大東諸島は順調に推移し、現在の南大東村、北大東村として継続・発展している。水産業等を基幹とした尖閣諸島の方は産業の維持が困難となり、やがて再び無人の島と化した。

沖縄の歴史から見れば、尖閣諸島は馴染み深い海上交通の道標の時代から八重山の行政区域に属する開拓の島嶼へ、そしてまた無人の島嶼へと変遷したのである。

今年度の私たちの調査研究は、以上に述べたような歴史的経緯を踏まえた上で、尖閣諸島に関する認識は近代史の課題であること、それを証明する事実認識を提示することに主眼を置いて行われた。尖閣諸島に対してどのような行政行為が展開されたのか、その足跡を明確にする多くの事実を掲げることができたと思う。なお、念のために、中国(明朝)が自国の領域として周辺島嶼をどのように認識していたかという前近代史の事実認識にも言及している。

豊富な資料を渉猟した上で、事実と論理を構築する必要があることを改めて訴えたいと思う。

平成30年(2018年)3月
尖閣諸島関係資料調査研究委員会
座長 高良倉吉

事業のあらまし

1 調査の概要

株式会社ストリームグラフは、特定非営利活動法人沖縄平和協力センター（以下、OPAC）の指導、協力のもと、平成29年度、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託に基づき、尖閣諸島関連資料の調査を行った。

調査にあたっては、尖閣諸島に関する地元の専門家を中心とした研究チームを組織し、資料の調査を行った。また、研究チームが行う調査について助言を受けるため、有識者による研究委員会を開催した。

なお、この報告書の記載内容は、研究委員会の助言を踏まえた研究チームの見解であって、政府の見解を表すものではない。

2 調査の目的及び対象

これまでの尖閣諸島に関する資料調査事業の成果は、過年度（平成26年度から平成28年度）の報告書にまとめられているところ、今年度の事業は、これまでの調査を継続することとし、尖閣諸島関連資料の一層の充実及びその整理を目指して調査を実施した。

とりわけ、今年度は、尖閣諸島の開拓の様子を伝える写真や図版のほか、沖縄県への領土編入以前の尖閣諸島に対する取組や領土編入以降日本が尖閣諸島に行政権を行使してきたことを示す資料として、沖縄県への編入前における尖閣諸島の管理の模索と編入後における警察による管理に関する資料、諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料などの調査を行った。

3 実施体制、調査スケジュール

研究委員会は、事業実施期間中3回開催した。

研究委員会及び研究チームの構成員及び調査スケジュールは以下のとおりである。

研究委員会

(五十音順)

委員	上杉 勇司	早稲田大学国際学術院教授 (平和構築・紛争解決)
	上田 不二夫	沖縄大学名誉教授 (水産経済学、沖縄漁業史)
	高良 倉吉	琉球大学名誉教授 ※座長 (琉球史)
	鶴田 順	明治学院大学法学部准教授 (国際法)
	平野 聡	東京大学法学部教授 (アジア政治外交史)
	真栄平 房昭	琉球大学教育学部教授 (近世東アジア交通・交易史)
	益尾 知佐子	九州大学大学院比較社会文化研究院准教授 (東アジア国際関係、中国政治)
	松田 康博	東京大学東洋文化研究所教授 (国際政治、日中・日台関係)
事務局	特定非営利活動法人沖縄平和協力センター(OPAC:府本禮司)	

研究チーム

(五十音順)

特別研究員	石井 望	長崎純心大学准教授
事業統括	大崎博之	株式会社ストリームグラフ ※事務局
主任研究員	國吉 まこも	尖閣諸島文献資料編纂会

調査スケジュール

平成28年 7月～9月	<ul style="list-style-type: none">・予備調査の実施ならびに調査計画策定。・第1回研究委員会を開催し、調査計画案を確認。・以降、琉球大学等の沖縄県内の資料所蔵機関や国立公文書館アジア歴史資料センターウェブサイトを用いた資料調査を実施。・諸外国の認識を示す資料(資料群4)を対象に調査を実施。
10月～12月	<ul style="list-style-type: none">・国立国会図書館(憲政資料室、新聞資料室)、防衛省防衛研究所史料閲覧室を中心とした調査を実施。・調査の結果を踏まえ、第2回研究委員会を開催。調査経過の確認や課題の整理を行い、成果のとりまとめに向けた議論を行った。・沖縄県公文書館、沖縄県立図書館所蔵資料を調査。
平成30年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none">・追加的調査を継続。・本報告書素案作成。
3月	<ul style="list-style-type: none">・第3回研究委員会を開催し、追加調査結果の確認を行うとともに、本報告書案について意見交換を行い、調査成果の総括を行った。

4 調査成果

尖閣諸島に関連する約560点の資料(公文書約480点、報道資料及びその他の資料約80点)を調査した。主な資料の内容としては、以下が挙げられる。

(ア) 尖閣諸島の開拓の様子を伝える写真や図版

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群1が該当)

(イ) 沖縄県への編入以前の尖閣諸島に対する取組や編入以降日本が尖閣諸島に行政権を行使してきたことを示す資料

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群2が該当)

(ウ) 琉球切手と尖閣諸島の海鳥

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群3が該当)

(エ) 諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料(皇明実録)

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群4が該当)

5 資料紹介

(ア) 尖閣諸島の開拓の様子を伝える写真や図版

資料群1: 写真や図版資料から見る尖閣諸島

1895年(明治28年)の閣議決定により、尖閣諸島の沖縄県への所轄編入が正式に認められた。翌1896年(明治29年)、同県は福岡県出身の寄留商人古賀辰四郎に開拓を許可し、同諸島を30年無償貸与した。これ以降、古賀による同諸島開拓が本格化していく。

これまでの資料調査の結果、明治期の尖閣諸島を撮影した写真や雑誌記事を確認することができた。それらの写真から当時の開拓の様子がうかがえる。

開拓初期の尖閣諸島における事業は、アホドリなど海鳥の羽毛採取事業が主であったが、その後、乱獲による鳥の激減のため当該事業は縮小を余儀なくされた。

1899年(明治32年)頃には、尾滝延太郎が「沖縄県管轄尖閣群島図(旧名魚釣久場島)」という地図を製作している。(※1)

1900年(明治33年)に古賀の招聘により同諸島久場島の实地調査を行った宮島幹之助(みやじま・みきのすけ)は、「地学雑誌」に同諸島の自然や開拓について写真を添えて報告している(※2)。また、古賀辰四郎が1909年(明治42年)に明治政府に提出した書類の中にも1900年(明治33年)頃の久場島、南小島などの島々の写真が収められている(※3)。

尖閣諸島の開拓を継続するため、古賀は羽毛採取に代わる新たな事業を計画した。それが、同諸島近海での鰹漁と鰹節製造であった。古賀は魚釣島に鰹節製造工場を建設し、同島を拠点として事業を開始した。1908年(明治41年)頃に撮影された魚釣島の写真は、当時隆盛を迎えつつあった鰹節製造のための工場、そして島に滞在する人々の姿などを写している。

古賀辰四郎の尖閣諸島開拓は、民間人による経済活動である。これは、領土編入以降、日本が尖閣諸島を平和的かつ有効に支配を行ってきたことを示すものと言える。(大崎博之・國吉まこも)

※1 本報告書資料No.1(P7)参照

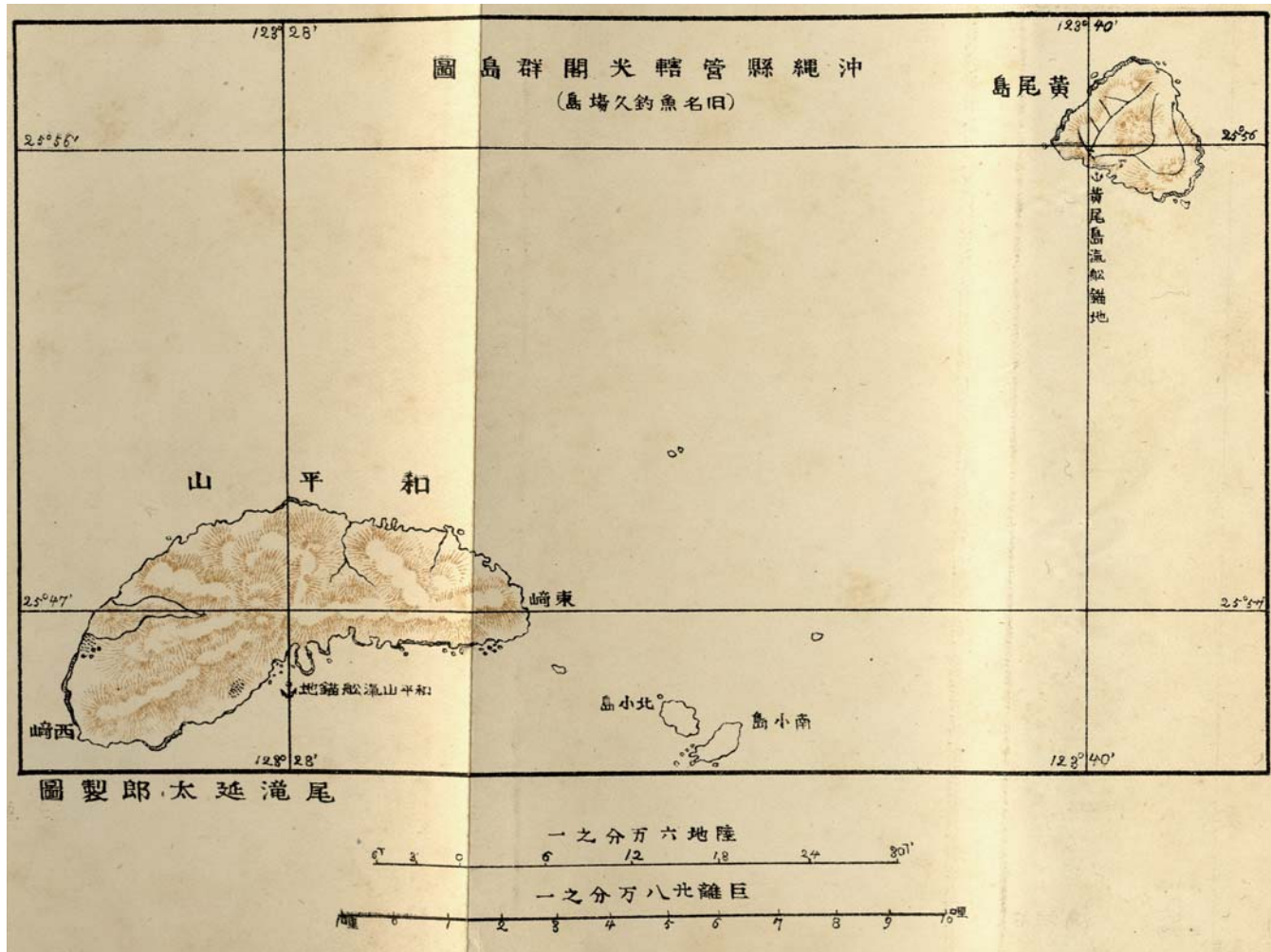
※2 本報告書資料No.2(P8-9)参照

※3 本報告書資料No.3(P10-13)参照

尖閣諸島の開拓者が残した地図

(尖閣諸島が沖縄県の管轄下にあることを示す)

No.1 沖縄県管轄尖閣群島図(旧名魚釣久場島) (1899年(明治32年))



資料概要

1899年(明治32年)頃に作製されたと考えられる尖閣諸島略図。

『沖縄県管轄尖閣群島図』と尖閣諸島が沖縄県の行政区域のなかに含まれていることを明示している。本図の製作者である尾瀧延太郎は、尖閣諸島の開拓で有名な古賀辰四郎の甥であり、当時、同諸島開拓の監督にあっていた。図中、魚釣島(和平山)及び久場島(黄尾島)にそれぞれ汽船錨泊地が記されていることから、この時期すでに両島へ蒸気船の寄港があったことがうかがえる。

内容見本

沖縄県管轄尖閣群島図
(旧名魚釣久場島)

黄尾島 黄尾島汽船錨地
和平山 和平山汽船錨地
北小島
南小島
尾瀧延太郎製圖

作成年月日 1899年(明治32年)(地図)
1900年(明治33年)5月24日(収録誌)

編著者 尾瀧延太郎/横山又次郎

発行者 東京地学協会

収録誌 「南島通信」「地学雑誌」第12集第137巻

言語 日本語

媒体種別 紙

公開有無 有

所蔵機関 東海大学附属図書館清水図書館

利用方法 東海大学附属図書館清水図書館で
閲覧を行う

尖閣諸島の開拓の様子がうかがえる写真①

No.2 黄尾島 [地学雑誌所収久場島開拓写真] (1900年(明治33年))

該当部分(内容見本記載箇所) ↘

資料概要

1900年(明治33年)に尖閣諸島久場島に滞在して調査した宮島幹之助(みやじま・みきのすけ)が「地学雑誌」に報告した論文に添付した写真及び地図。これらの写真からは、久場島開拓のため海岸付近に建設した家屋や島に生息するアホウドリ(信天翁)が確認できる。また、地図には、開拓者の居住地域に「古賀村」と記されていることから、当時、いくつもの家屋がつくられ、一定数の居住者がいたこと、また、馬追原(うまおいばる)、赤川原(あかがわばる)等といった地名が付けられていたことがうかがえる。



宮島幹之助「黄尾島」『地学雑誌』13集(1901年)第146巻掲載写真

↖ ここにアホウドリ

内容見本

[12集第142巻掲載写真](※1)

黄尾島西南側古賀村ノ人家

黄尾島波止場上涯下

小屋ノ側ニ白ク見ユルハ

日章旗ノ風ニ翻レルナリ

黄尾島波止場

宮島幹之助撮影 小川製(※2)

[13集第146巻掲載写真](※3)

黄尾島中榕樹(※4)下の信天翁(※5)

※1 本報告書P9参照

※2 小川一真製版所

※3 本報告書P8参照

※4 ガジュマル

※5 アホウドリ

作成年月日	1900年(明治33年)(写真、地図) 1900年(明治33年)10月15日(収録誌) 1901年(明治34年)2月15日(収録誌)
-------	--

編著者	宮島幹之介
-----	-------

発行者	東京地学協会
-----	--------

収録誌	地学雑誌第12集第142巻 地学雑誌第13集第146巻
-----	--------------------------------

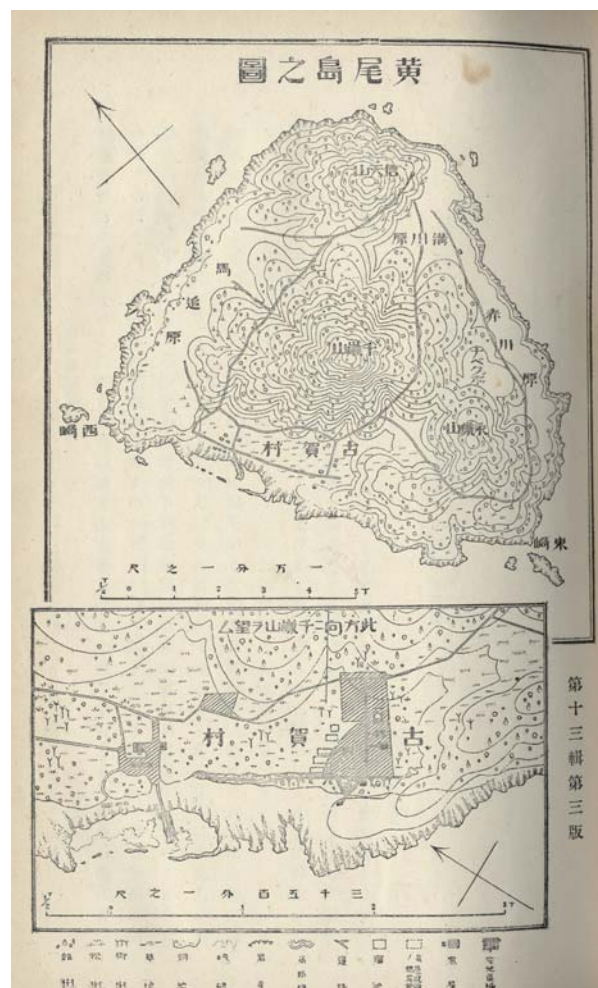
言語	日本語
----	-----

媒体種別	紙
------	---

公開有無	有
------	---

所蔵機関	東海大学付属図書館清水図書館
------	----------------

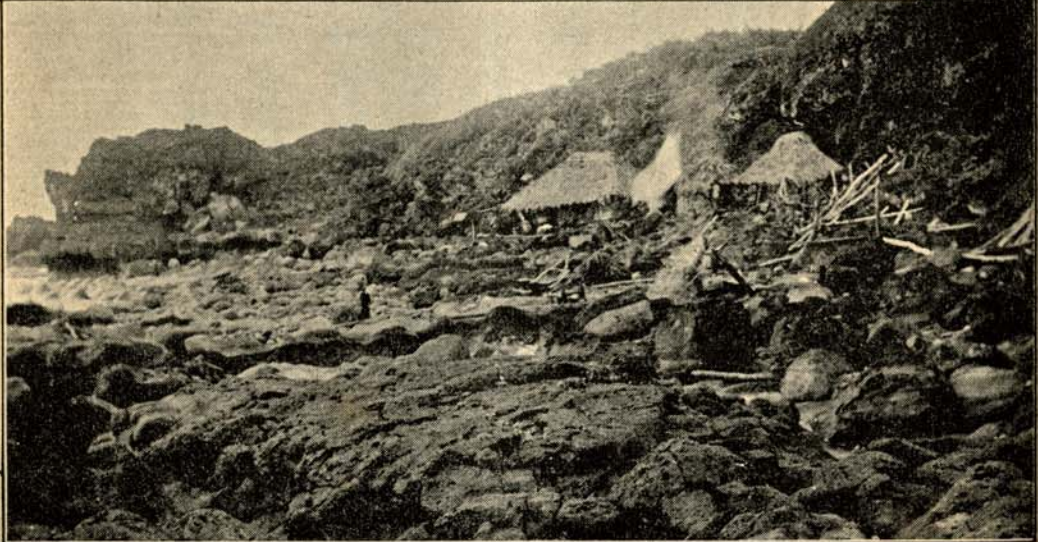
利用方法	東海大学付属図書館清水図書館で 閲覧を行う
------	--------------------------



宮島幹之助「黄尾島」『地学雑誌』13集(1901年)第146巻掲載地図(「古賀村」との記載あり)



黄尾嶋西南側古賀村ノ人家



小屋ノ側ニ白ク見ユルハ
日章旗ノ風ニ翻レルナリ

黄尾嶋波止堰上涯下



黄尾嶋波止場

宮島幹之助撮影

製川小

宮島幹之助「黄尾嶋」『地学雑誌』12集(1900年)第142卷掲載写真

尖閣諸島の開拓の様子がうかがえる写真②

No.3 明治時代の尖閣諸島の写真（1900年(明治33年)、1908年(明治41年)） （『古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜の件』に添付されている写真）

資料概要

尖閣諸島の開拓等に功績があった古賀辰四郎への藍綬褒章下賜について、1909年(明治42年)5月31日、沖縄県知事日比重明(ひび しげあき)が農商務大臣大浦兼武(おお うち かねたけ)に具申したところ、同年9月8日、農商務大臣大浦兼武は賞勲局総裁伯爵正親町実正(おおぎまち さねまさ)宛にその旨を具申した。今回掲載した写真資料は、農商務大臣賞勲局総裁宛文書の別紙として添付されていた沖縄県知事農商務大臣宛上申書の別添中、古賀辰四郎作成の事業経営書「16(附録)地図及び写真」に収録されている写真であり、その中に、尖閣諸島の開拓に関する写真(1900年(明治33年)、1908年(明治41年)撮影)等が収められている。

そして、古賀辰四郎は沖縄県における水産業の進展への貢献と尖閣諸島開拓の実績を日本政府に認められ、1909年(明治42年)11月22日、藍綬褒章を下賜された。

内容見本

南小島漁業場(三十三年)
南小島道路開鑿(三十三年)
北小島鳥類群集(三十三年)
黄尾島全景(三十三年)
和平山事務所(四十一年)
和平山事務所(四十一年)



作成年月日	1900年(明治33年) 1908年(明治41年)
編著者	-
発行者	-
収録誌	明治四十二年 公文雑纂 内閣四 卷四
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

北小島(1900年(明治33年))

「北小島鳥類群集」と題された写真は海鳥(セグロアジサシ)の群が一面を覆っている。古賀はこの鳥を帽子飾りの材料として半剥製に加工し、欧州向けに大量輸出していた。

(年三十三) 場業漁島小南



(年三十三) 鑿開路道島小南



南小島
(1900年(明治33年))

左上及び左の写真のいずれも南小島北西側海岸付近の写真。「南小島漁業場」と題された写真には、手前に和船三艘、奥に沖縄の漁夫が使用する小舟(サバニ)三艘が確認できる。奥には石垣積みの塀と茅葺小屋が二軒建てられており、この当時には、南小島にも開拓者が居住していたことがうかがえる。「南小島道路開鑿」と題された写真には開拓者たちが岩石を運搬している場所を撮影したのか、沖縄でパークと呼ばれる籠を抱えた人の様子のほか、茅葺小屋を囲う用に石垣を積んでいる様子などがうかがえる。

(年一十四) 所務事山平和



魚釣島(1908年(明治41年))

左側の写真「和山事務所」は、魚釣島の鯉節工場を写したものである。左は遠景から工場全体の様子をうかがっている。鯉節工場全体が石垣積みの塀で囲われ、塀の中には大小の茅葺小屋が建ち並んでいることがわかる。下の写真は小屋の前で写されたもの。和服姿の婦人、鉢巻きを締めた人々、シャツを着た洋装の男性、そして、男児の姿も見える。当時の魚釣島には様々な人々が滞在し、開拓が順調だったものと考えられる。この写真の詳細が明らかとなっているわけではないが、一同が集合し、整列して撮影されていることから何らかの記念写真である可能性が高い。

(年一十四) 所務事山平和



久場島(1900年(明治33年))

船上から久場島を写した「黄尾島全景」には海岸を向いて建てられた数軒の茅葺小屋と大きな日の丸の旗が写っている。宮島幹之助の「黄尾島」(*)の写真にも日の丸らしき画像が写っているが、これらは、おそらく同時期に撮影されたものと考えられる。

※本報告書資料No.2(P8-9)参照



尖閣諸島の開拓の様子がうかがえる写真③

No.4 [1908年(明治41年)魚釣島、久場島開拓写真]



写真(提供・所蔵): 沖縄郵便史研究家 石澤司氏

資料概要

個人が所蔵する写真。魚釣島の写真を見ると、「明治時代の尖閣諸島の写真(『古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜(らんじゅほうしょうかし)の件』に添付されている写真)(※)と同じ人々が写っていることから、これらは、同じ時期(1908年(明治41年))に写された写真と推測される。

※本報告書資料No.3(P12)参照

久場島

写真後方の小屋の前(集合写真第3列目右から3人目の背中側)に「黄尾島古賀開墾…」と書かれていることから、久場島で撮影された「古賀村」の写真と考えられる。総勢20名の男性に混じって、抱きかかえられた女兒が確認できる。この写真は非常に鮮明であり、開拓者の表情、服装など細かい点までうかがえる興味深い写真といえる。

作成年月日	[1908年(明治41年)]
編著者	撮影者不明
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	沖縄郵便史研究家 石澤司氏 所蔵
利用方法	尖閣諸島資料ポータルサイトで閲覧を行う



写真(提供・所蔵): 沖縄郵便史研究家 石澤司氏



写真(提供・所蔵): 沖縄郵便史研究家 石澤司氏

魚釣島

上は鯉節工場で写された集合写真である。日の丸を中心に、写真右側には鉢巻きを締めた鯉釣りの漁夫と思われる集団。左側には和服姿の婦人たち(鯉節削り業に従事する女工か)、また写真中央の和装や洋装の紳士たちは島を視察に

来た人々であると思われる。下は後方の高台から工場を写したものであり、小屋が海岸沿いに建ち並んでいたことがわかる。沖合を航行している蒸気船は、この時期尖閣諸島へ寄航していた広運株式会社(※)の「球陽丸」であろう。

※ 明治時代に設立された尚家資本の海運会社

(イ) 沖縄県への編入以前の尖閣諸島に 対する取組や編入以降日本が尖閣諸島に 行政権を行使してきたことを示す資料

資料群2: 沖縄県への編入前における尖閣諸島の管理の 模索と編入後における警察による管理

1895年(明治28年)、尖閣諸島の沖縄県への所轄編入が明治政府によって認められた。他方で、沖縄県では編入以前から、同諸島へ漁業者などの民間人が渡島することを確認していたため、地元自治体として、同諸島の管理を独自に模索していた。

1890年(明治23年)に漁業者らによる尖閣諸島への渡島を確認した当時の県知事丸岡莞爾は、同年1月、明治政府へ所轄編入を伺出る(※1)とともに、4月には同諸島での漁業状況聞取調査を実施、更に翌1891年(明治24年)12月には、尖閣諸島を「阿根久場島」として暫定的に八重山役所並に同警察署の所轄として取り扱うよう訓令を発出している(※2)。後任の知事である奈良原繁も1893年(明治26年)に再度所轄編入を明治政府に上申しており、同年末に同県が刊行した地図には、八重山警察署の区画として尖閣諸島(阿根久場島)が仮置きされている(※3)ことがわかる。

このように、1895年(明治28年)以前、所轄編入に対する明治政府からの回答が得られず、政府が尖閣諸島を領土編入をする前においても、沖縄県は地元自治体として、同諸島について出来得る限りの管理を模索してきたと考えられる。

戦後、沖縄県は、米国の施政下に置かれる。沖縄が本土に復帰するまでの間、域内行政を担った琉球政府は、その必要に応じて、尖閣諸島へ警察官を派遣している。特に周辺海底資源埋蔵の可能性が注目された1968年(昭和43年)以降はその回数も頻繁になっていった。また、沖縄返還の前年(1971年度(昭和46年度))の琉球警察統計書には同八重山警察署の管轄地域として尖閣諸島が記載されている。このように、関連資料を見る限り、復帰前においても、尖閣諸島は琉球警察の管理下にあったといえる。

(大崎博之・國吉まこも)

※1 平成27年度尖閣諸島資料調査報告書資料1-4「沖縄県久米赤島、久場島、魚釣島へ国標建設ノ件 明治十八年十月」より「甲第一号 無人島久場島魚釣島之義ニ付伺」(P8)参照
 ※2 本報告書資料No.5(P17)参照
 ※3 本報告書資料No.6(P20)参照

沖縄県は、1891年(明治24年)には、 暫定的ではあるが、すでに尖閣諸島の警察による管理を試行していた

No.5 沖縄県警察統計表 明治24年

資料概要

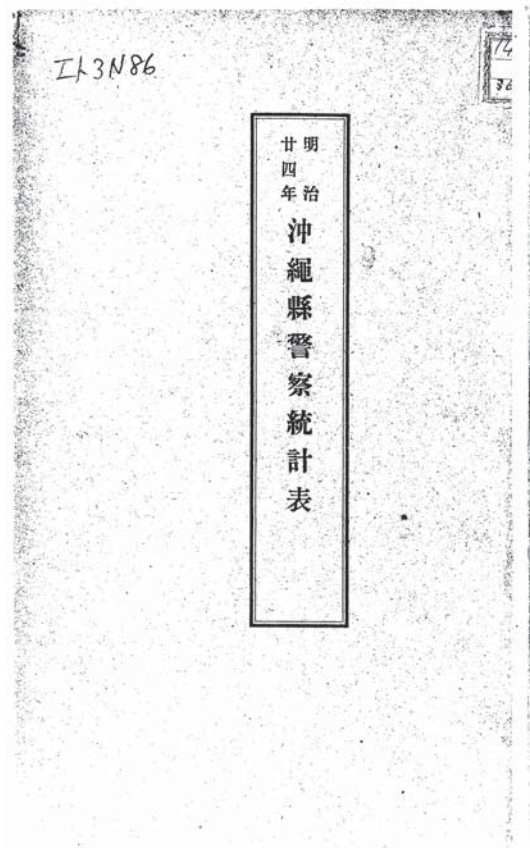
沖縄県警察部が編纂した同県警に関する年次報告書のうち、1891年度(明治24年度)の報告書。同年12月に、阿根久場島(*)を暫定的に八重山島警察署の所轄として取り扱うよう、沖縄県知事から同署に対して命令が出されたことが記されている。

このように、この資料は、尖閣諸島の領土編入以前から、沖縄県が暫定的に同諸島を警察の所轄区域として管理を試行していたことを示している。なお、資料本文中に「警察所轄『仮に』八重山警察署に付す」とされているのは、まだ尖閣諸島が正式に領土編入される前の時期であるため、正式な行政行為としての警察による管理を行うことができなかったためである。

※阿根久場島は尖閣諸島の別称で、地元沖縄県及び八重山地方で当時このように呼称されていた。

内容見本

(一八九一年(明治24年))同月同日(十二月十一日) 県訓令第四十七号ヲ以テ阿根久場島ノ警察所轄仮リニ八重山島警察署ニ付ス



作成年月日	1891年(明治24年)12月11日(訓令) 1892年(明治25年)12月7日(収録誌)
編著者	沖縄県警察部
発行者	沖縄県警察部
収録誌	沖縄県警察統計表 明治24-26年分
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧を行う

第一 警察 署 誌

二月九日 縣達乙第九號ヲ以テ司法警察事務取扱手續ヲ制定ス

全月全日 警訓令第一號ヲ以テ右取扱手續中疑議ノ生ス可キ廉ニ説明ヲ與フ

全月十三日 警訓令第二號ヲ以テ首里名護兩警察署巡查内外勤ノ定員ヲ變更ス

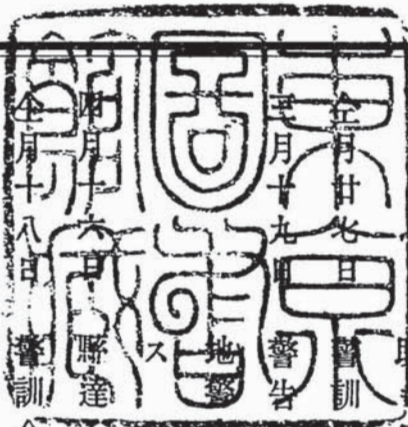
全月廿一日 縣達乙第一六號ヲ以テ警察賞與内則第九條ヲ改正シ一般人民ニシテ人命救

助ヲ爲シタルモノハ總テ褒賞條例ニ依ラシム

全月廿七日 警訓令第三號ヲ以テ那覇警察署巡查内外勤ノ定員ヲ變更ス

全月十九日 警告達第一號ヲ以テ名護宮古島區裁判檢事掛出張所勤務警部ノ出張巡回該

地警察署所轄外ニ係ル時ハ持區内日當ニ依ラス通常旅費ヲ支給スル旨ヲ達



四月十六日 縣達乙第三四號ヲ以テ陸軍々人ノ犯罪者傳遞護送取扱ノ件ヲ廢止ス

全月十八日 警訓令第四號ヲ以テ警部夏服着用期限ヲ定メ五月ヨリ十月迄トス

六月十七日 縣達乙第六六號ヲ以テ海軍々人ノ犯罪者傳遞護送取扱ノ件ヲ廢止ス

全月二十七日 縣達乙第七三號ヲ以テ巡查定員百五十七名ヲ改メテ百六十名トス

七月一日 警訓令第五號ヲ以テ八重山島警察署所轄内巡查配置ノ訓令ヲ取消シ署長ノ

十二月十一日 警告達第五號ヲ以テ巡查勤怠調査法ヲ定メ各署ノ取扱ヲ一定ス

全月全日 縣訓令第四六號ヲ以テ縣下大東島ノ警察所轄ヲ假リニ那覇警察署ニ付ス

全月全日 縣訓令第四七號ヲ以テ阿根久場島ノ警察所轄假リニ八重山島警察署ニ付ス

全月十四日 警告達第六號ヲ以テ警察事故表ヲ改正シ廿五年一月ヨリ實施ス

全月十六日 警告達第七號ヲ以テ巡查勤怠調査法中ニ刪除ヲ加フ

全月廿五日 本縣警部長小松川隆奈良縣警部長ニ轉シ從七位竹下康之本縣警部長ニ任ス

↑ 該当部分(内容見本記載箇所)

国立国会図書館所蔵(デジタルコレクション)

第二 警察 區 畫

署名	所在	距離		駐在所ノ數	間切數		村數	戶數	人口
		警察部へ	警察署へ		所	村			
警察部	那覇東村
那覇警察署	全	四〇間	一六	市街	一九、一七一	九一、八八三
系滿分署	兼城間切系滿村	三、二七町	三、二七町	六	市街	八	六三	七、五九〇	三六、四六七
水上警察所	那覇西村	五	市街
首里警察署	首里大中村	一、二四	七	市街	四	九五	一六、一六六	八三、七五一
嘉手納分署	北谷間切嘉手納村	五、〇三	四、二一	七	七	八八	一二、四九一	六七、二八五
名護警察署	名護間切大兼久村	一七、二六	一	九二	九、五四九	五〇、三〇三
渡久地分署	本部間切渡久地村	二、二八	四、〇二	四	二	四三	五、八五三	三〇、九四六
久米嶋警察署	仲里間切儀間村	四九 <small>部里</small>	二	二	一九	一、二八九	六、二七〇
宮古島警察署	砂川間切西里村	一八七 <small>全</small>	五	三	三八	七、一八六	三六、四八〇
八重山島警察署	大濱間切登野城村	二四二 <small>全</small>	七	三	三三	三、三三三	一五、五一九
合計	六五	四五	五八五	八二、五二八	四一八、九〇四

国立国会図書館所蔵(デジタルコレクション)

1893年(明治26年)においても、尖閣諸島は 沖縄県八重山島警察署の区画として仮置きされていた

No.6 図表 [沖縄県警察区画 地図及び一覧表]

資料概要

1893年(明治26年)末に沖縄県が刊行した警察区画地図及び警察区画一覧表と考えられる。表面は沖縄県略図が記されており、尖閣諸島について、釣魚島、久場島、久米赤島と記されている。裏面は警察署区画の一覧表であり、八重山島警察署の管区として無人島阿根久場島(尖閣諸島)が明記されている。

沖縄県は、尖閣諸島を、編入前の1891年(明治24年)時点で『仮に』同県八重山島警察署に付していたものであるが(※)、1893年(明治26年)時点においても、特段変更されることなく、同諸島は同県八重山島警察署の区画として仮置きされていたことがわかる。

※本報告書資料No.5(P20)参照

内容見本

沖縄県警察区画地図

釣魚島 久場島 久米赤島

沖縄県警察区画一覧表

(略)

八重山島警察署

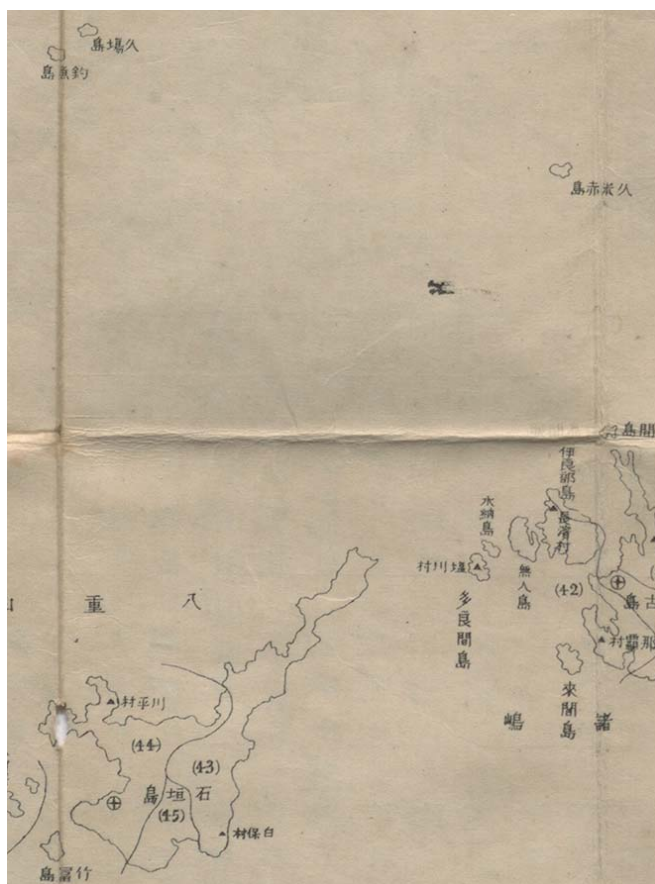
位置大濱間切登野城村

大濱間切

(略)

アコンクバシマ

阿根久場島無人島



該当部分拡大

例		凡	
一 本表ハ明治廿六年十二月三十一日ノ調査ニ係リ人口戸數ハ同廿五年十二月三十一日ノ現在調査ニ據ル			
一 縣下ヲ那覇市街、首里市街、島尻、中頭、國頭、久米島、宮古島、八重山島ノ八行			
政區ニ分ツ即チ内地ノ郡ニ當ルモノニシテ郡覇首里及ヒ毎行政區ニ各一役所アリ即チ郡役所ニ該當ス又郡覇首里ニ村役場アリ國頭中頭島尻ノ三地方及ヒ久米島八間切			
毎ニ一番所アリ宮古八重山ノ二島ヲ先島ト稱シ毎島ニ一藏元アリ以上ノ村役場番所			
藏元ハ即チ町村役場ニ該當スルモノナリ			
八重山島警察署 位置大濱間切登野城村			
大濱間切	大濱村	西表村	上原村
登野城村	波照間村	宮良村	白保村
盛山村	宮良村	高那村	小浜村
野底村	野底村	野底村	野底村
平久保村	平久保村	平久保村	平久保村
伊原間村	伊原間村	伊原間村	伊原間村
石垣間切	石垣間切	石垣間切	石垣間切
古見村	古見村	古見村	古見村
竹富村	竹富村	竹富村	竹富村
新城市	新城市	新城市	新城市
黒島村	黒島村	黒島村	黒島村
仲間村	仲間村	仲間村	仲間村
南風見村	南風見村	南風見村	南風見村
阿根久場島無人島	阿根久場島無人島	阿根久場島無人島	阿根久場島無人島

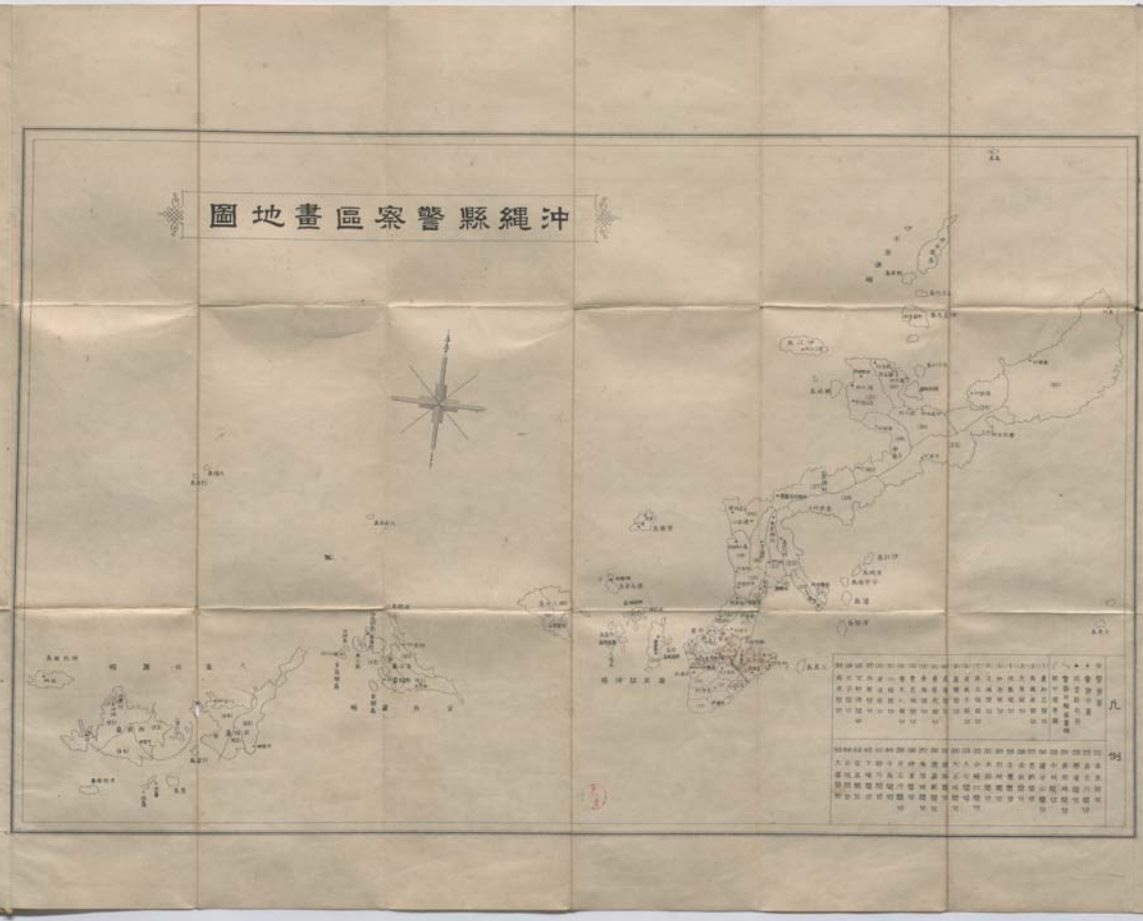
↑ 該当部分(内容見本記載箇所)

作成年月日	1893年(明治26年)12月31日
編著者	[沖縄県]
発行者	[沖縄県]
収録誌	図表[8437]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

沖繩縣警務處
一覽表

沖繩縣警務處一覽表

入戸數村別	署警察島古宮 村東西間用砂置位	署警察護名 村久登天切間諸名置位	署警察里首 村中大里首置位	署警察副都 村東邊間諸置位	部警察 村西邊間諸置位
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小
	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小	村長 村副 村員 村女 村小



那覇市歴史博物館所蔵

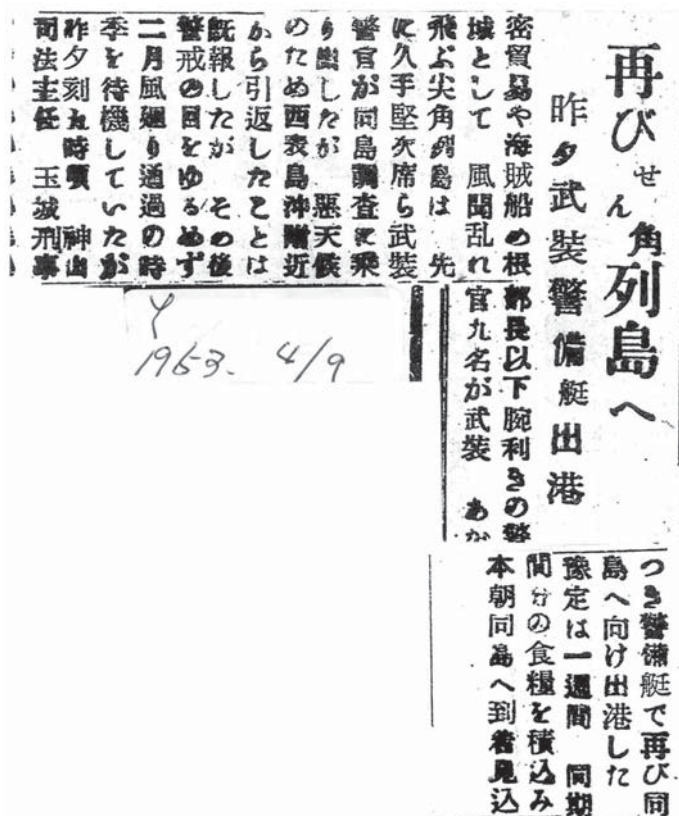
戦後、琉球警察が尖閣諸島での取締りを実施

No.7 琉球警察警備艇あかつきの尖閣諸島派遣 (八重山毎日新聞記事1953年(昭和28年))

資料概要

1953年(昭和28年)の3月～4月にかけての八重山毎日新聞記事。戦後尖閣諸島は石垣町(1947年(昭和22年)より石垣市)の行政区画とされていたが、主島である石垣島から遠く離れており、戦時中には、すでに無人島となっていた。そのため、戦後間もない時期に、尖閣諸島が海賊行為や密貿易の根拠地になっているという噂があった。1953年(昭和28年)、琉球警察は、石垣港に配備されていた警備艇あかつきに司法官及武装警官総勢9名を乗船させ、尖閣諸島に派遣し、現地調査を実施した。その結果は、座礁したという船は全く見当たらず、「海賊船云々はたんなる風評だろう」というものであった。

なお、これら調査は石垣市の地元紙である八重山毎日新聞紙上で報道された。



内容見本

[1953年(昭和28年)3月14日付八重山毎日新聞記事]

警備船二隻でせん角列島へ

尖角列島に出没する海賊船逮捕に武装して出発した警備船は風浪高く断念して引き戻つたが 二月風廻り(※)のすみ次第 今度は二隻で現地へ出向くことになつた。

作成年月日	1953年(昭和28年)3月14日 1953年(昭和28年)4月9日 1953年(昭和28年)4月11日
編著者	八重山毎日新聞社
発行者	八重山毎日新聞社
収録誌	八重山毎日新聞
言語	日本語
媒体種別	紙・マイクロフィルム
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県立図書館
利用方法	沖縄県立図書館で利用手続きを行う

内容見本

[1953年(昭和28年)4月9日付八重山毎日新聞記事]

再びせん角列島へ

昨夕武装警備艇出港

密貿易や海賊船の根城として 風聞乱れ飛ぶ尖角列島は 先に久手堅次席ら武装警官が同島調査に乗り出したが 悪天候のため西表島沖附近から引返したことは既報したが その後警戒の目をゆるめず二月風廻り通過の時季を待機していたが昨夕刻五時頃 神山司法主任 玉城刑事部長以下腕利きの警官九名が武装 あかつき警備艇で再び同島へ向け出港した 予定は一週間 同期間分の食糧を積込み本朝同島へ到着見込

※二月風廻り(ニンガチ カジマーイ)

旧暦の2月頃に発生する海の荒れる日のこと。

沖縄近海で発生した低気圧が発達することで生じる。

風の廻り(変化)が早いことから、沖縄ではこのように呼ばれる。

1953. 4/11

なんら得るところなし

空をおうアホウ鳥 武装警備艇 歸港

既一幾多のなぞを味を音をたてて吹き二 三隻がいて漁の
 ひめる尖先列島へ調査に向つた武装警官隊は昨日十一時四十
 分何等得るところなく歸港した 同島の生態は先にも本紙で報じたが
 調査隊の語るせん閣列島とは 石垣島から北西へ九十六マイル四つの島からなり
 最大の魚釣島が竹富島の半分 木といつてはクバが密生しているだけ他の三つは島というより大きな
 岩石で断崖絶壁となり 山オロシが不氣味な音をたてて吹きなぐる 浅いところで六十米一
 マイルから二マイルの黒潮の流れでは接岸も出来ず 上陸の出来る島ではない無数に空を覆
 うアホウ鳥 人間の住めるような処ではなく 全く鬼が島だ 更にA刑事の語るところ
 によれば 日本船がエサをつるため船の周囲に電灯を点けて流しつりをして
 いるが 十隻もよれば実に壯観で不夜城だ 日本人漁船や宮古船二 三隻がいて漁の
 根拠地にして坐しようしたという船はそのカケラさえ見えない 海賊船云々はたんなる風評だ
 ろう漁船三隻の臨検をしたが目ぼしい獲物はなく九日午後三時引揚げ 酷い潮流に流され 風
 の方向が絶えずぐるぐる変り二十一時間かかつてやつと歸港した なお警備艇は近便で入
 荷する推進器と取りかえ警備艇として遺憾なきを期す模様

内容見本

[1953年(昭和28年)4月11日付八重山毎日新聞記事]

なんら得るところなし

空をおうアホウ鳥 武装警備艇歸港

既報一幾多のなぞをひめる尖先(ママ)列島へ調査に向つた武装警官隊は昨日十一時四十
 分何等得るところなく歸港した 同島の生態は先にも本紙で報じたが 調査隊の語る
 せん閣列島とは 石垣島から北西へ九十六マイル四つの島からなり 最大の魚釣島が竹
 富島の半分 木といつてはクバが密生しているだけ他の三つは島というより大きな
 岩石で断崖絶壁となり 山オロシが不氣味な音をたてて吹きなぐる 浅いところで六十米一
 マイルから二マイルの黒潮の流れでは接岸も出来ず 上陸の出来る島ではない無数に空を覆
 うアホウ鳥 人間の住めるような処ではなく 全く鬼が島だ 更にA刑事の語るところ
 によれば 日本船がエサをつるため船の周囲に電灯を点けて流しつりをして
 いるが 十隻もよれば実に壯観で不夜城だ 日本人漁船や宮古船二 三隻がいて漁の
 根拠地にして坐しようしたという船はそのカケラさえ見えない 海賊船云々はたんなる風評だ
 ろう漁船三隻の臨検をしたが目ぼしい獲物はなく九日午後三時引揚げ 酷い潮流に流され 風
 の方向が絶えずぐるぐる変り二十一時間かかつてやつと歸港した なお警備艇は近便で入
 荷する推進器と取りかえ警備艇として遺憾なきを期す模様

琉球政府出入管理庁が尖閣諸島に警告版を設置するなど、適切に行政権を行使

No.8 尖閣列島波高し(不法入域者に対する警告板の設置)

資料概要

尖閣諸島における不法入域者への実効的な対策として、USCAR(米国民政府)は1968年(昭和43年)9月3日付の琉球政府行政主席あて書簡で、同諸島に立入る為には入域許可が必要なることを知らせる警告板の各島への掲示を提案し行政主席も賛同の回答を返書した。

その後、警告板の設置は1970年(昭和45年)7月、出入管理庁監督のもと実施された。本資料は設置業務に従事した琉球政府建設局八重山建設事務所職員の回想録である。

警告板の設置場所、現場作業にあたっての修正点や碇泊場所など、具体的な状況がうかがえる。

内容見本

(略)

1970年7月8日午後9時、石垣港で待機停泊中の第3白洋丸で出入管理庁・建設事務所施工業者、白洋丸乗組員を集めて管理庁の課長より同地域の特殊事情等の説明があり、(略)翌日(略)同(午前)7時30分魚釣島の西側到着、同島北西をまわり島のほぼ中央北に投錨した。

9時30分より島に上陸して設置場所の調査にとりかかり午前12時30分より午後4時20分までに第1回目の板を設置した。その間N君と私は北小島と南小島の調査を午後7時30分まで位置選定した。翌日午前中は沖北岩(ママ)と沖南岩(ママ)の調査に当たったが到底資機材等の陸上げが出来る状態ではなかったので管理庁に説明して、両岩分は魚釣島と南小島に増設することにした。当日は午前中北小島、午後南小島に設置して沖南岩の取消分を設置するのに午後7時30分までかかった。

(略)

7月11日午前8時10分北小島を発ち同10時久場島に到着したら台湾人等が座礁船の解体作業中であったので管理庁と一緒にいき説明をした。午後3時までに久場島設置を完了して魚釣島にたち沖北岩取消分の設置のため上陸したら台湾人魚師が水扱(ママ)みに来たので管理庁の課長が警告文の意味判明を確かめたところ、1人は解っているようで他に説明していた。(略)

WARNING

Entry into any of the Ryukyu Islands including this island, or their territorial Waters other than in innocent passage, by Persons other the residents of the Ryukyu Islands, is subject to criminal prosecution except as authorized by the U.S. High Comissioner.

By Order of the High Comissioner of the Ryukyu Islands

告 示

除琉球居民及不得已之航行者外、任何人等、未經美国高級行政長官核准、不得進入琉球列島及本島之領海及領土内。如有故違、將受法律審判、特此公告

美国高級行政長官令

Erected by Government of the Ryukyu Islands

琉球政府建立す

琉球政府立

警 告

此の島を含む琉球列島のいかなる島又はその領海に琉球列島住民以外の者が無害通行の場合を除き、入域すると告訴される 但し琉球列島米国高等弁務官により許可された場合はその限りでない。

琉球列島米国高等弁務官の命による

作成年月日	1980年(昭和55年)11月
編著者	島仲弘(八重山土木事務所第1課主任技師)
発行者	沖縄県土木建築部八重山土木事務所
収録誌	八重山土木事務所 あゆみ
言語	日本語

媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県立図書館
利用方法	沖縄県立図書館で閲覧を行う



八重山土木事務所
第1課主任技師
島 仲 弘

尖閣列島波高し

1970年、時の琉球政府が尖閣列島に入域警告板を設置することになり、当時、八重山管内の土木建築行政を担当していた建設局八重山建設事務所にその執行が命ぜられた。管内は離島が多く特に土木の場合は急峻な山岳地帯や波濤渦巻く海浜等を仕事の場とする場合も多々あり、そう云う仕事に向いている方がいたものである。そこで船酔いというもの知らないN君に設計及び施工監督を命ぜられた。しかし、会計法上工事の監督と検査の兼職を規制する規定がありN君とは別の課の私に白羽の矢が当たって来た。そこで10年前の体験を綴ってみた。

1970年7月8日午後9時、石垣港で待機停泊中の第3白洋丸で出入管理庁・建設事務所施工業者、白洋丸乗組員を集めて管理庁の課長より同地域の特殊事情等の説明があり、また業務の性質上、色々討議をして各人が充分その使命を果すことを契い合ってディスカッションを終った。

いよいよ10時白洋丸は石垣港を発った。翌日午前2時ごろ船は激しい風波に会い胆をつぶしたものである。

同7時30分魚釣島の西側到着、同島北西をまわり島のほぼ中央北に投錨した。

9時30分より島に上陸して設置場所の調査にとりかかり午前12時30分より午後4時20分までに第1回目の板を設置した。その間N君と私は北小島と南小島の調査を午後7時30分まで位置選定した。翌日午前中は沖北岩と沖南岩の調査に当たったが致底資機材等の陸上げが出来ない状態ではなかったので管理庁に説明して、両岩分は魚釣島と南小島に増設することにした。当日は午前中北小島、午後南小島に設置して沖南岩の取消分を設置するのに午後7時30分までかかった。

北小島の2回目の板を設置後の確認で英文のWARNINGの最後のスペルがCになっていたので以後修正して設置した。

7月11日午前8時10分北小島を発ち同10時久場島に到着したら台湾人等が座礁船の解体作業中であったので管理庁と一緒にいき説明をした。午後3時まで久場島設置を完了して

魚釣島にたち沖北岩取消分の設置のため上陸したら台湾人魚師が水汲みに来たので管理庁の課長が警告文の意味判明を確かめたところ、1人は解っているようで他に説明していた。魚釣島近辺作業中はすべて北小島の東に停泊して休んだ。7月12日午前6時北小島を発って同11時30分大正島に着いた。午後2時より同5時までに終了して一応の私達の任務は完結したのである。午後10時大正島をたち7月13日午前8時45分石垣港に到着したら、その日は日本政府援助金事業の会計検査であったので、帰庁後ただちに現場立会にいった。そして午後8時より料亭小松で尖閣列島帰還祝賀会に参列し、上司よりねぎらいの言葉をちょうだいし、また現場の報告をしてなごやかに終わった。

尖閣列島へ設置した告示、警告の内容は次のとおりであります。

W A R N I N G

Entry into any of the Ryukyu Islands including this island, or their territorial Waters other than in innocent passage, by Persons other the residents of the Ryukyu Islands, is subject to criminal prosecution except as authorized by the U.S. High Commissioner.

By Order of the High Commissioner of the Ryukyu Islands

告 示

除琉球居民及不得已之航行者外、任何人等、未經美国高級行政長官核准、不得進入琉球列島及本島之領海及領土内。如有故違、將受法律審判、特此公告

美国高級行政長官令

Erected by Government of the Ryukyu Islands

琉球政府建立す

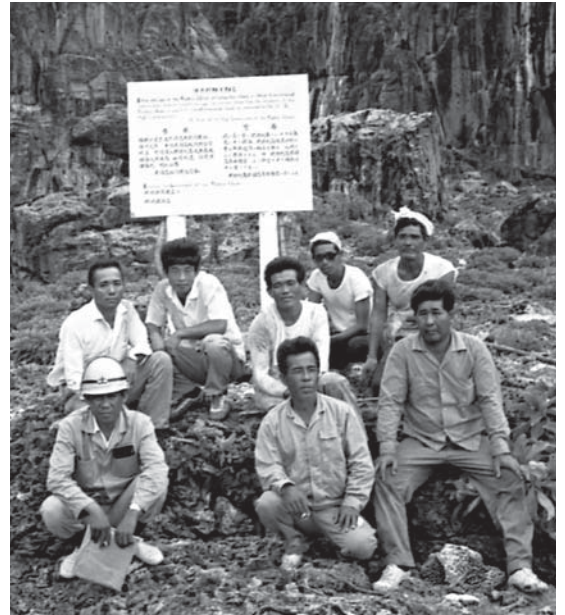
琉球政府立

警 告

此の島を含む琉球列島のいかなる島又はその領海に琉球列島住民以外の者が無害通行の場合を除き、入域すると告訴される 但し琉球列島米国高等弁務官により許可された場合はその限りでない。

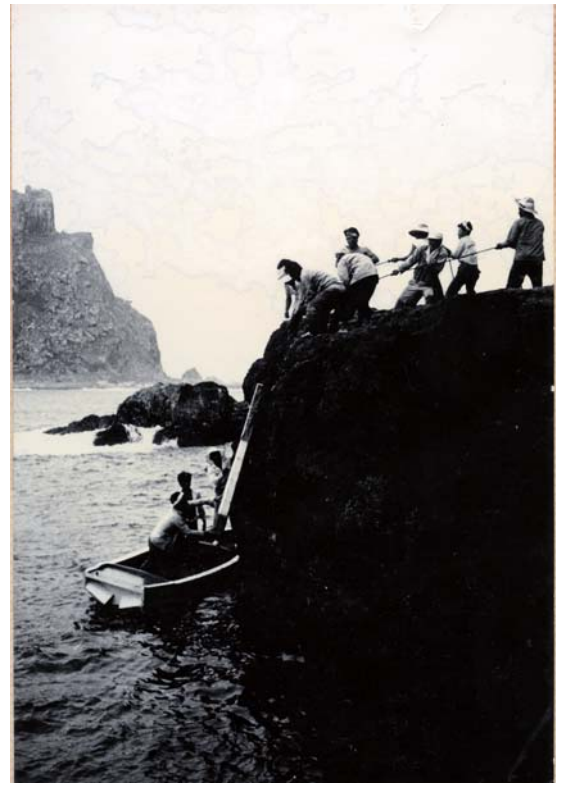
琉球列島米国高等弁務官の命による

7月7日(火) くまのり
 内勤、大浜路側護岸復旧工事積算や、おこ
 7月8日(水) くまのり
 (内勤) 午後10時出発の才三白洋丸で六才
 (翌午前の時頃激しい風波にあふ)
 7月9日(木) くまのり
 午前7時30分 奥釣島の西側に到着、全島北西
 と約9時の島北部に投錨、午前9時30分より設置
 場所調査。午後7時30分まで南北小島位置特定
 (午後3時～午後4時20分警告板設置)



設置された警告板と設置に従事した人々
 (前列左端の人物が島仲氏)
 沖縄県公文書館所蔵

7月10日(金) くまのり
 午前北小島、午後南小島、午後5時～7時30分
 まで沖南岩の取消分を追加して設置。
 7月11日(土) はれ
 午前8時10分北小島を去り、午後10時赤尾崎到着。
 午後12時より午後2時まで警告板設置。午後3時奥釣
 島に去り、午後4時30分到着。午後5時より午後7時
 まで沖北岩取消分を追加して設置する。
 午後8時北小島北部に停泊



警告板を海上の小舟から北小島に
 引き揚げているところ
 沖縄県公文書館所蔵

7月12日(日) はれ
 午前6時北小島を去り、午後11時30分赤尾崎着
 午後1時～午後4時で警告板設置。
 午後10時石垣向けたつ。
 7月13日(月) はれ
 午前8時45分石垣港着。10時日政会計
 検査(大島農産)の会、午後5時～午後6時
 事務所にいる。午後7時30分、午後9時50分料亭
 小松で尖閣列島帰還祝参加。とや

※参考:島仲弘氏日記より1970,07/08-07/13
 島仲氏の日記にも警告板設置のことが記されている。
 今回島仲氏のご家族から提供いただいた。回想記と併
 せて参照されたい。

沖縄返還直前期においても 琉球警察八重山警察署の管轄区域に尖閣諸島を記載

No.9 警察署管轄図

資料概要

沖縄返還(1972年(昭和47年)5月)の直前の同年4月付けで発行された1971年度(昭和46年度)琉球警察統計書。警察署管轄図において、八重山警察署(石垣市)の管轄区域として尖閣諸島を記載している。

沖縄返還直前期においても、琉球警察が尖閣諸島を適切に管理していることがうかがえる。

内容見本

警察署管轄図
尖閣列島

2. 警 務 統 計			
1971年度 (昭和46年)			
警察官1人あたりの負担			
人	口	68年 528人	70年 508人
刑法犯発生件数		9	8
刑法犯検挙件数		5	5
刑法犯検挙人員		4	4
特別法犯検挙人員 (含む交通違反)		34	34
非行少年等補導人員		14	12
交通事故発生件数		7	7
		71年 508人	
			7件
			4件
			3件
			24件
			10人
			8件

作成年月日	1972年(昭和47年)4月
編著者	琉球警察本部警務部警務課
発行者	琉球警察本部
収録誌	琉球警察統計書 1971年(昭和46年)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県立図書館
利用方法	沖縄県立図書館で閲覧を行う

(ウ) 琉球切手と尖閣諸島の海鳥

資料群3: 切手に描かれた無人島のアホウドリ

1972年(昭和47年)5月15日、沖縄が日本に返還された。返還前の沖縄では琉球政府が独自に琉球切手と呼ばれる郵便切手を発行していた。そして、返還のおよそ1ヶ月前の1972年(昭和47年)4月14日、琉球政府は「琉球切手:海洋シリーズ第3集(海鳥と海と島)」を発行した。

この切手の初日カバーに同封されている説明には、沖縄の島々には古くからアホウドリをはじめとする海鳥群がすんでいたが、近年では石垣市に属する無人島でしか海鳥群を見られることは出来なくなった旨、記されている。(沖縄郵便史研究家 石澤司)

無人島とアホウドリが描かれた切手

No.10 「琉球切手:海洋シリーズ第3集(海鳥と海と島)」 (切手シートと初日カバー)

資料概要

海洋シリーズ3 切手シート:

同 初日カバー:

県博所蔵 デザイン原板:安次富長昭氏作

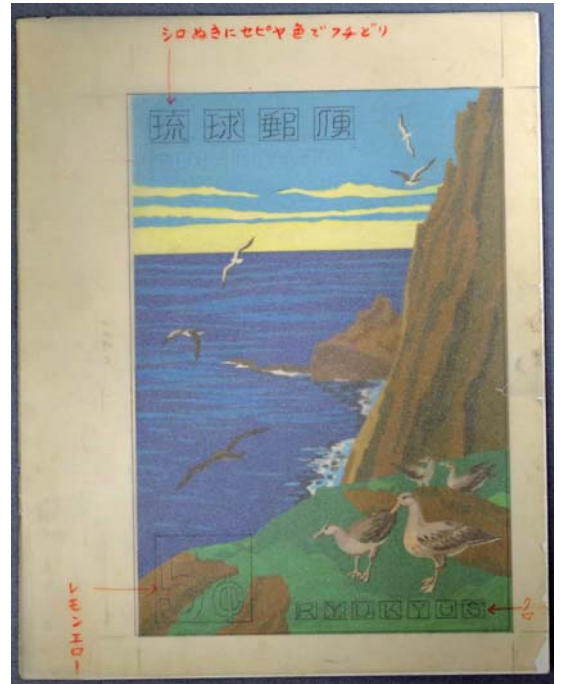
沖縄返還前の1972年(昭和47年)4月14日に琉球政府が発行した切手(※)。

初日カバーに同封されている説明には、「沖縄で海鳥群の見られるところとして、八重山石垣市に属する無人島などが上げられるが」との記載があるが、石垣市に属する無人島で、アホウドリが生息する島であること、及び絵の構図から考えるに、切手のデザインとなった島は尖閣諸島の南小島、北小島であると考えられる。前述の通り、正式には『海鳥と海と島』という名称の切手ではあるが、俗に『アホウドリと尖閣の海と南小島』と呼ばれることもある。

※沖縄の施政権が日本に返還されたのは、1972年(昭和47年)5月15日。

作成年月日	1972年(昭和47年)4月14日
編著者	安次富長昭(図案)
発行者	琉球政府
収録誌	-
言語	日本語・英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県立博物館・美術館 (デザイン原板)
利用方法	沖縄県立博物館・美術館で 利用手続きを行う





デザイン原板(沖縄県立博物館・美術館所蔵)

内容見本

海洋シリーズ第3集(海鳥と海と島)

琉球政府では、1972年4月14日に“海鳥と海と島”を意匠とする海洋シリーズ第3集郵便切手を発行する。

沖縄で棲息する海鳥としてアホウドリ・カツオドリ・アジサシ・オオミズナギドリなどがよく知られている。それらの海鳥も古くは沖縄の各地の海岸に棲息していたことが、文献や言い伝えによって明らかであるが、それも人文の発達により、次第に主要島から遠ざかり、現在はへんびな無人島でしか、その群棲を見ることができない。沖縄で海鳥群の見られるところとして、八重山石垣市に属する無人島などが上げられるが、そこにおいても卵や羽毛、鳥糞の乱獲によりほとんどその姿を見せなくなった海鳥もあり、無人島と言えども安住の地ではないと言えよう。

(図案)

発行日：1972年4月14日

額面：5セント

意匠：海鳥と海と島

刷色：多色

版式：グラビア

印面寸法：たて33×よこ22.5(ミリ)

シート構成：たて5×よこ4の20枚

図案者：安次富長昭

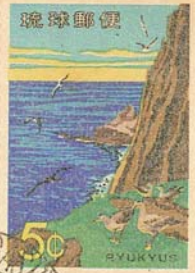
発行枚数：250万枚

226

海洋シリーズ
OCEAN SERIES
No. 3



APRIL 14, 1972 (海鳥と海と島)
FIRST DAY OF ISSUE RS ②



OCEAN SERIES NO. 3
(SEA BIRD, SEA AND ISLAND)

The Government of the Ryukyu Islands will issue a 5¢ special postage stamp on 14 April 1972, depicting a Sea Bird, Sea and an Island as the third of the Ocean Series.

The Albatross, Boody Gannet, Scray, etc., are well known as sea birds living in the Okinawa area. Ancient literature and legends disclose that these sea birds inhabited the coastal areas of Okinawa in olden days. However, as the islands became populated the birds gradually disappeared from the main islands. Today we can see some of those birds living in flocks in remote, uninhabited islands. Although flocks of some sea birds are still found in uninhabited islands within the Ishigaki area other species have disappeared altogether because of man's harvesting of eggs, feathers and guano. We may say that even the uninhabited islands have ceased to be a safe haven for these sea birds.

Date of Issue : 14 April 1972
Denomination : 5 ¢
Design : Sea Birds, Sea and Island
Color : Multi-color
Type of Printing : Photogravure
Size : 22.5mm × 33mm
One Sheet : 20 stamps (4 × 5)
Designed by : Mr. Chosho Ashitomi
Quantity of Issue : 2,500,000

海洋シリーズ第3集(海鳥と海と島)

琉球政府では、1972年4月14日に“海鳥と海と島”を意匠とする海洋シリーズ第3集郵便切手を発行する。

沖縄で棲息する海鳥としてアホウドリ・カツオドリ・アジサシ・オオミズナギドリなどがよく知られている。それらの海鳥も古くは沖縄の各地の海岸に棲息していたことが、文献や言い伝えによって明らかであるが、それも人文の発達により、次第に主要島から遠ざかり、現在はへんびな無人島でしか、その群棲を見ることができない。沖縄で海鳥群の見られるところとして、八重山石垣市に属する無人島などが上げられるが、そこにおいても卵や羽毛、鳥糞の乱獲によりほとんどその姿を見せなくなった海鳥もあり、無人島と言えども安住の地ではないと言えよう。



発行日 : 1972年4月14日
額面 : 5セント
意匠 : 海鳥と海と島
刷色 : 多色
版式 : グラビア
印面寸法 : たて33×よこ22.5(ミリ)
シート構成 : たて5×よこ4の20枚
図案者 : 安次富長昭
発行枚数 : 250万枚

尖閣諸島には多様な海鳥が棲息

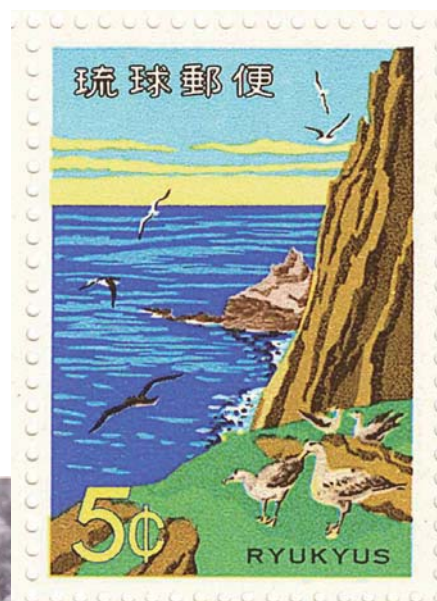
No.11 尖閣諸島の海鳥たち

資料概要

東シナ海に浮かぶ無人島群である尖閣諸島は、アホウドリをはじめとする海鳥類の生息地としても知られている。切手(※)に類似する、過去に実施された学術調査の際に研究者が撮影した写真を紹介する。

※本報告書資料No.10(P31)参照

※切手の構図に類似している



写真の構図と似ている箇所



北小島のクロアシアホウドリ(1971年(昭和46年):新納義馬氏撮影)

作成年月日	1971年(昭和46年)-2001年(平成13年)
編著者	新納義馬・水島邦夫(撮影者)
発行者	-
収録誌	-
言語	-
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	個人蔵
利用方法	尖閣諸島資料ポータルサイトで閲覧を行う



北小島のアホウドリのヒナ
(2001年(平成13年):水島邦夫氏撮影)



南小島斜面のカツオドリ親子(1979年(昭和54年): 新納義馬氏撮影)



南小島のアホウドリのコロニー(2001年(平成13年): 水島邦夫氏撮影)



北小島のセグロアジサシコロニー(1979年(昭和54年): 新納義馬氏撮影)



北小島のセグロアジサシ(1979年(昭和54年): 新納義馬氏撮影)



久場島のオオミズナギドリ(1980年(昭和55年): 新納義馬氏撮影)



久場島のカツオドリ(1980年(昭和55年): 新納義馬氏撮影)

(エ) 諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料

資料群4: 皇明実録(こうみんじつろく)

「皇明実録」とは、明国朝廷で記録編纂された歴代皇帝の実録である(しばしば、「皇」を外して単に「明実録」とも呼ばれる。)。実録とは、皇帝1代の事跡を中心に、その治世下における政治、社会、経済の諸事象を編年体(年代順)で記録したもので、「起居注」(皇帝の日々の言行の記録)を基礎として増補編纂された、公的な日誌といえる資料である。また、実録には、上奏文などが多く収録され、朝廷の議事録の性質もあわせ持っている。

「皇明実録」は明国時代においては宮中の秘本であったが、外部にも筆写で流出したとされる。明の滅亡後、清国朝廷は別途『明史』を編纂した後、「皇明実録」の原本を焼却したため、写本のみが後世に伝えられることとなった。写本自体の流通は極めて少ないが、そのうちのいくつかが日本に伝わり、現在、国立公文書館などに所蔵されている。

これらの写本は、写本とはいえ、原本に近い公式度を有しているとされ、実際に「皇明実録」は明の「正史」として認知されている。このように、同実録は、明国史研究で最も基本とされる歴史書である。

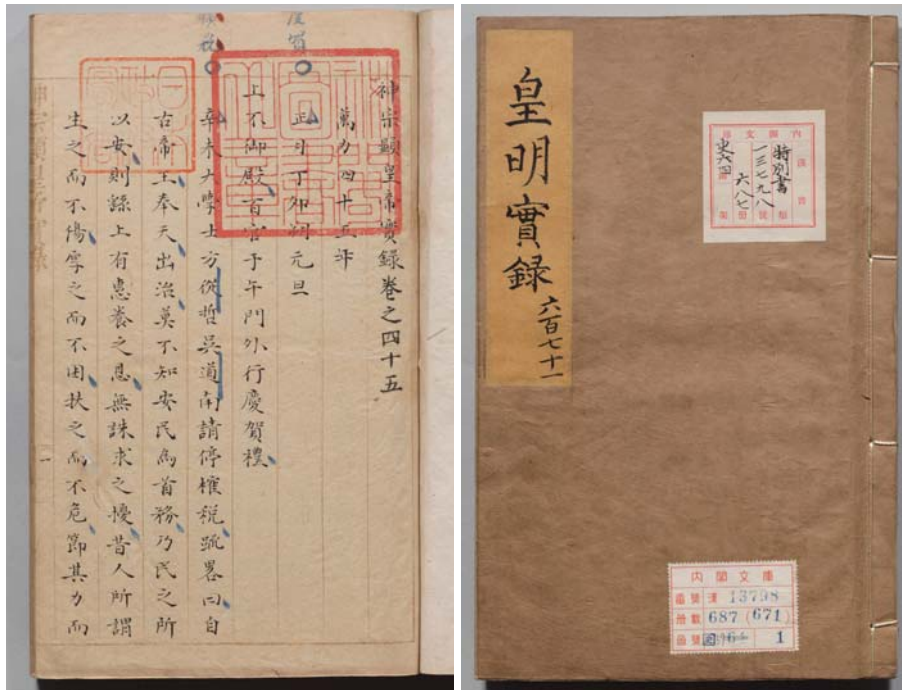
今回、本報告書に掲載した「万歴四十五年八月の条」(※)をはじめ、万歴年間(1573年～1620年)の実録には、台湾海峡関連記事が多い。これは、16世紀以後、台湾海峡、ルソン海域などで各国の船舶の航行が急増した時代を反映したものであるといえる。

※万歴四十五年=1617年

(石井望)(原文は正字正仮名)

明国の海防範囲は大陸近海にとどまる (尖閣諸島を含まず)

No.12 皇明実録(万暦四十五年八月の条)



資料概要

1617年(元和3年)、長崎から福建に派遣された明石道友(あかしどうゆう・長崎代官の部将)に対して、明国福建の海道副使(海防兼外務の監察長官)である韓仲雍(かんちゅうよう)が、福建沿岸の海防範囲の外縁の六島(東湧など)を列挙した上で、「此の外の溟渤(めいぼつ)は、華夷の共にする所なり(この外の大洋は明国と諸外国とが共用する海である)」と述べた記録。

東湧が尖閣東西航路の最西端に位置する島であることを踏まえると、明国福建当局から日本政府の使者に対して、尖閣海域全航程が福建(明国)の海防範囲の外にあると、ほぼ公式的に告げたものといえる。

このように、本資料は、地理的に尖閣諸島の遙か西方の列島線が明国の海防範囲の限界線であったことを極めて明瞭に示すものである。

(時代背景)

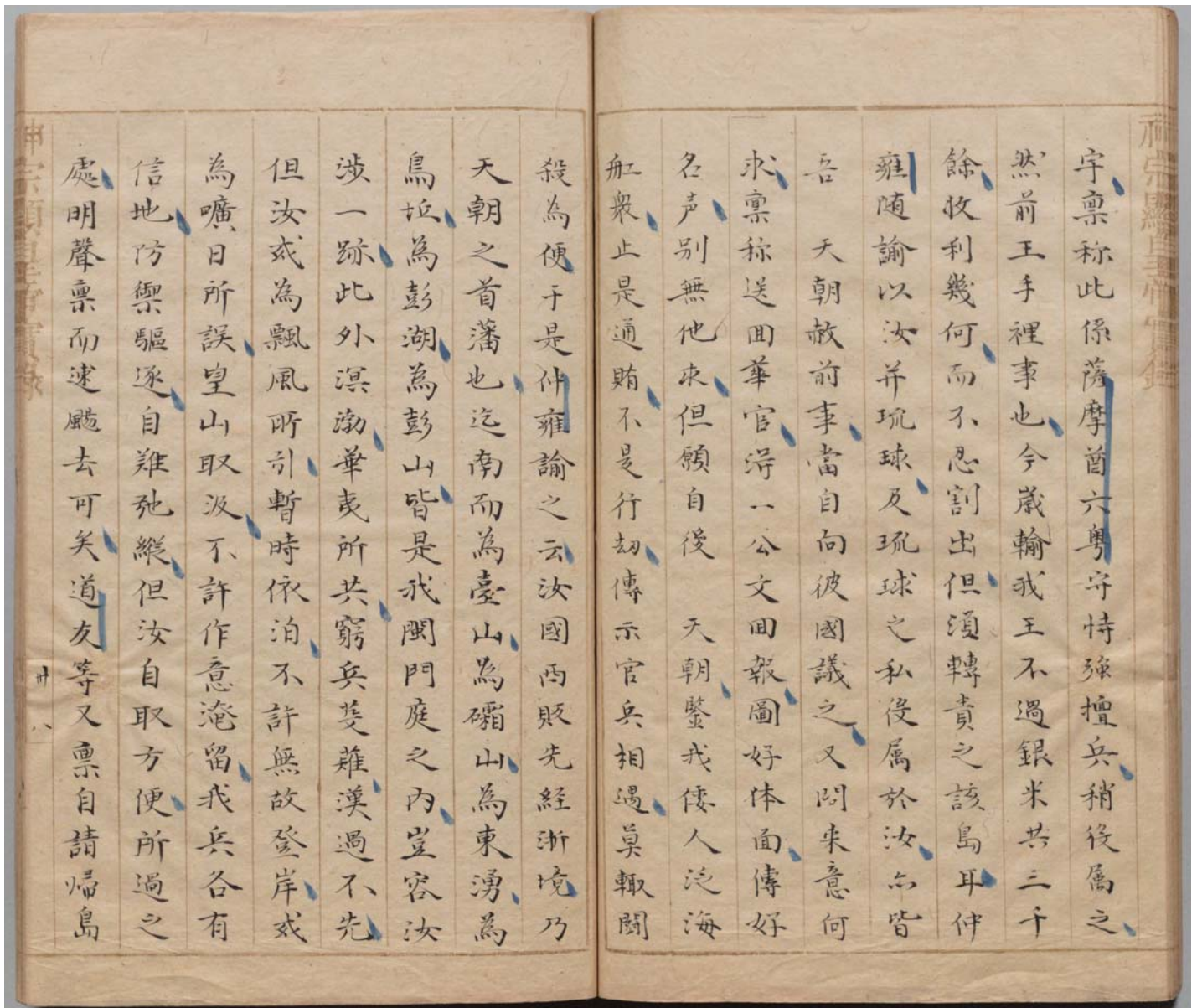
明国は建国以来、倭寇の活動に対抗するため、14世紀後半に、海禁政策をとり民間貿易を禁止した。日本は、15世紀初めに、明国との勘合貿易を始めた。しかし、16世紀中期に勘合貿易が途絶えてしまった。以降、明治初年に至るまで、日本と明国及び清国との間の国交(正式な通商関係)は、琉球を窓口とするもの以外にはなかった。

16世紀末から朱印船による交易が行われるようになったが、明国は朱印船も倭寇として扱ったため、朱印船が明国大陸海岸に接近乃至停泊することは認められなかった。そのため日本の使者が明国当局と直接交渉した事例は数少ない。そのうちの 하나가、本資料に記述されている1616年(元和2年)から1617年(元和3年)にかけての福建東湧事件である。

福建東湧事件は、朱印船貿易を行っていた、長崎代官の村山等安(むらやまとうあん)が1616年(元和2年)、子の村山秋安(むらやましゅうあん)を遠征艦隊の総大将として台湾へ派遣したことにはじまる。秋安はベトナムに漂流してしまったが、他方、秋安艦隊中の別の艦船は台湾島の鷓鴣(基隆)に到達した。しかしかれらは台湾先住民との戦いに敗北し、その後、秋安の部将明石道友(あかしどうゆう)は台湾海峡の「東湧」(とうゆう、今の馬祖列島東端の東引島)に停泊した。

明石は、ちょうど東湧島へ偵察に来ていた明国の偵察員董伯起(とうはつき)に遭遇した。そして、明石が日本に帰国する際、董伯起も同行することとなった。翌年(1617年(元和3年))、明石は、董伯起を明国に送還するために、再度長崎から福建に派遣された。明石が董伯起とともに福建海岸に到達すると、福建の海道副使(海防兼外務の監察長官)韓仲雍(かんちゅうよう)が、明石を審問した。その際、韓仲雍は、明石に明国の海防に関する方針を通告した。本条は、その通告を皇帝に上奏した記録である。

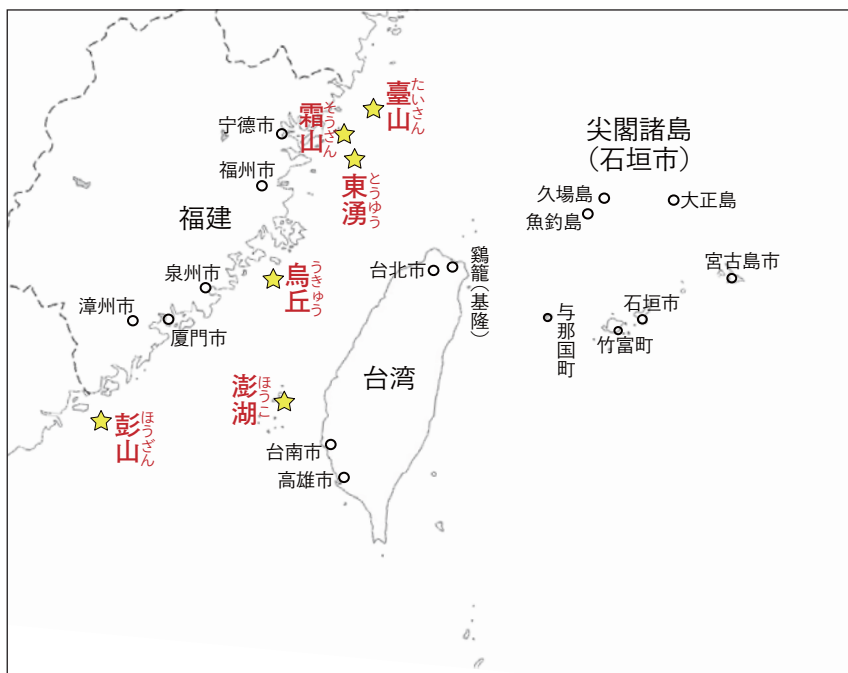
作成年月日	1617年(万暦45年)陰暦八月の記述、1630年(寛永7年)成書。写本年代は不確定。
編著者	官修
発行者	-
収録誌	-
言語	漢文
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う (写本、漢13798、史059-0001、全687冊中の第671冊)



国立公文書館所蔵

内容見本

汝國西販、先經浙境、乃天朝之首藩也。迄南而為臺山、為礪山、為東湧、為烏坵、為澎湖、為彭山、皆是我閩門庭之內、豈容汝涉一跡。此外溟渤、華夷所共、窮兵芟蕪、漢過不先。



読み下し・訳

(和訓)汝の来たりて西販(せいはん)するに、先ず浙境を経るは、乃ち天朝の首藩なり。南におよんで臺山となし、礪山となし、東湧となし、烏坵となし、澎湖となし、彭山となす、皆なこれ我が閩(びん)の門庭の内なり、豈に汝の渉ること一跡を容(い)れんや。此の外の溟渤は、華夷の共にする所なり。兵を窮(きは)めて芟薙(さんち)するは、漢のあやまつこと先にせず。

(現代語)汝らは西へ貿易に来る際に、まず浙江省の領域を経由する。それはわが文明国の第一地方行政区である。南に至って臺山、礪山、東湧、烏坵、澎湖、彭山は、全て我が福建の門内である。汝らが一足でも踏み入れることを容認できようか。その外の大洋は、文明人と蛮人とが共用している。大軍で討伐するについては、明国が先に(自由の状態を)破ることはしない。

(汝国)(じょこく)他の諸本で「汝来」とする。

(首藩)(しゅはん)南直隸(なんちよくれい)(第二首都南京、江蘇省)に隣接する大省、すなわち浙江を指す。

(閩)(びん)福建。

(溟渤)(めいぼつ)大洋。福建沿岸島嶼以東の台湾海峡を想定している。当時の大洋概念は現代の近海程度に過ぎなかった。

(華夷所共)文明人(華、ここでは明国人)と蛮人(夷、ここでは日本・オランダ・スペイン・ポルトガルなど)とが自由に共用していた時代状況を指す。この時、特に意識されたのは日本およびオランダである。これらの国々が大洋を共同管理した史実はなく、現代の公海概念にやや似ている。

(芟薙)(さんち)討伐。

(漢過不先)漢の故事成語。匈奴が漢と戦争を繰り返していた時代、武力で優勢だった匈奴に対して、漢が先に派兵しないと確約し、両国は和議を成した。劣勢側の平和主義の故事である。ここでは明国が海防線外の台湾海峡に派兵しないことを言外に比喻する。

(臺山)(たいさん)福建省北部、福鼎市の臺山島。福鼎の海岸から約40キロメートル。

(礪山)(ろうざん)別名霜山(そうざん)、福建省北部、霞浦県(かほけん)の四礪(しろう)列島。霞浦(かほ)の海岸から約20キロ。

(東湧)中華民国連江県東引島。馬祖列島東端。福州海岸から約40キロ。

(烏坵)(うきゅう)中華民国金門県属の烏坵嶼。福建省中部の海岸から約20キロ。

(彭山)(ほうざん)福建最南端の南澳島の沖合、今の広東省南澎列島。海岸から約35キロ。

※解説

明石道友と韓仲雍とのやりとりのなかで重要なことは次の二点である。

第一に、福建沿岸を南下北上する日本船と福建沿岸水軍との間で戦闘が起こったことを受け、韓仲雍は福建沿岸の海防最前線の最北端から最南端まで六島を列挙し、列島線の「信地」(毎年決まった季節に巡回を行っている土地)を犯さぬよう求めた。

第二は、台湾北部(本条引用部分の下文に記述)を日本が占領するか否かについてである。台湾は、明国国境に近く、日本による占領は明国にとって脅威となる。しかし明国は台湾派兵の海軍力を有していないことから、日本が占領した場合には、台湾に対する貿易制裁を以て日本に対抗すると通告した。

福州沿岸の六島線(ろくとうせん)はそれまで既に朱印船航路として存在していて、同時に明国側の「信地」の最前線だった。つまり明国の覇権(勢力範囲)の境界線であった。それを韓仲雍が追認し、朝廷にもわざわざ上奏され、問題視されなかったことを本条は示している。時代状況としても諸国が自由に往来し、明国兵力は実際には六島線まで到達できないことを示す史料が多数存在する。その外洋を問題視することは不可能であった。

福建沿岸列島海防線は1592年(天正20年)に福建巡撫(じゅんぶ)(軍政長官)趙參魯(ちようさんろ)「漁船禁約」で最も早く示され、その後の歴史史料でも繰り返しこの列島線が出現し、「倭船必経の地」とする。「倭船必経の地」とは、朱印船など日本船が經由する地を意味する。)代表例は以下の通り。

1594年(文禄3年)、鄧鐘(とうしょう)『籌海重編』(ちゅうかいじゅうへん)巻一「万里海図」(ばんりかいず)、巻四「寨遊要害」(さいゆうようがい)

1595年(文禄4年)、謝杰(しゃけつ)『度台倭纂』(けんたいわさん)上巻「万里海図」

1599年(慶長4年)、王鳴鶴(おうめいかく)『登壇必究』巻十「寨遊要害」約1616年(元和2年)、「福建海防図」(中国科学院図書館蔵写本)

1630年(寛永7年)、陳仁錫(ちんじんせき)『皇明世法録』(こうみんせいほうろく)巻七十五「閩海」

これらに示される列島線は、対内的には海禁(鎖国)宣布を目的とし、対外的には覇権の最遠到達線を誇張しつつ宣布することを目的としていた。

(資料概要・読み下し・訳・解説: 石井望)

あしがき(研究チーム)

平成29年度「尖閣諸島に関する資料調査」は、昨年度に引続きストリームグラフとOPACとの共同実施体制で実施した。日本国内に所蔵されている尖閣諸島に関する史資料を中心に、その所在を確認すると共に、原本の閲覧やその画像データ取得等の作業を行った。

今年度調査では、過年度における調査を補完する多くの資料を確認することができた。一例として、外務省外交史料館所蔵『帝国版図関係雑件』所収の「沖縄県久米赤島久場島魚釣島へ国標建設ノ件」を挙げることができよう。同資料には、主に1885年(明治18年)から1895年(明治28年)にかけての沖縄県及び内務外務両省が作成した文書が綴られているが、国立公文書館所蔵公文録1885年(明治18年)の巻号には、この時期に大東諸島及び尖閣諸島を調査するに至る背景がうかがえる外務、内務、海軍、大蔵各省より太政官宛の上申等を確認することができた。日本国が、いかなる理由で無主地である尖閣諸島に注目し、領土編入するに至ったのか。このことを、東アジア近代史の枠組みの中で検討していく事が必要であると考えており、今後、研究課題として取り組んでいきたい。同館においては、米軍施政時代の沖縄において、琉球政府法務局出入管理庁がまとめた尖閣諸島不法入域に関する文書群も確認することができた。この関連資料(琉球政府及USCAR文書)は沖縄県公文書館に所蔵されているが、国立公文書館の資

料群と併せて参照する事で、当時の状況をより詳細に把握することができると考えている。研究チームの大崎博之氏は、東海大学海洋学部で1969年(昭和44年)から1971年(昭和46年)に亘る総理府委託による東シナ海海底資源調査に関する資料及文書を確認、収集した。本報告書では、紹介が間に合わないが、今後、何らかの形で紹介できればと考えている。

さて、今回は、従来の報告書と比べ、とりわけ視覚的に訴える資料を多く取り上げて紹介した。公文書や書物など、文字で記録された史資料が歴史を辿る上で重要なことは言うまでもないが、地図等の図版や写真資料にも又様々な情報が描かれているだけでなく、現代に生きる我々に、当時の情景を平易な形で投影してくれる点で非常に重要な資料といえる。本報告書では、尖閣諸島開拓期の様子を写した写真・図版資料、同諸島が戦前戦後を通じて沖縄県警察(琉球警察)の管理下にあった事を示す地図資料、尖閣諸島をモチーフとしたと見られる切手や海鳥の写真等を紹介している。中でも1908年(明治41年)撮影と推定される尖閣諸島の様子を写した3葉の写真(沖縄郵便史研究家 石澤司氏所蔵)の精細さは特記したい。類似の写真はこれまで文献資料やインターネット等でも紹介されていたが、解像度が粗く、人物の表情や服装など細かい点まで把握できる写真を見る機会は、これまでほとんどなかった。そういう意味でも、今回、非常に貴重な

写真資料を掲載することができたことは本年度における大きな成果の一つであると言ってよいだろう。尖閣諸島をモチーフとした切手については、そのデザインから発行の意図を判断することは難しい。しかし、初日カバーに記載された説明文には、アホウドリといった海鳥の住む島(すなわち尖閣諸島)が切手のモチーフであると述べている。

琉球政府時代における尖閣諸島警告板設置に際し、島仲弘氏のご家族から日記画像をご提供いただいたことにより、警告板設置について重層的な状況把握が可能となった。

また、昨年度に引き続き、特別研究員の石井望氏には、国内の漢文資料及び近世文書を閲覧、調査していただいた。その成果として、本報告書では、国立公文書館蔵『皇明実録』を用いて、明朝の海防範囲の境界認識がその沿岸部までにとどまり、尖閣諸島がその範囲には含まれていないことを確認することができた。

最後に、今年度調査においても、研究委員会の先生方にはそれぞれの専門的見地から多大な助言と指導をいただいた。ここに厚く御礼申し上げる。また、資料の閲覧、調査にあたり、多大な便宜を図っていただいた各所蔵館スタッフのみなさまに、改めて感謝申し上げます。

主任研究員 國吉まこも

■ 調査先(順不同)

沖縄県公文書館
沖縄県立図書館
沖縄県立博物館・美術館
沖縄県水産海洋技術センター
那覇市歴史博物館
琉球大学附属図書館
石垣市立八重山博物館
宮内庁書陵部
国立国会図書館
国立公文書館
外務省外交史料館
防衛省防衛研究所資料閲覧室
東京大学社会科学研究所図書室
東京大学文書館
東京海洋大学附属図書館
(品川キャンパス)
神奈川大学常民文化研究所
笹川平和財団海洋政策研究所
島嶼資料センター
東海大学船舶運航課
東海大学海洋学部
東海大学附属図書館清水図書館
京都大学法学部図書室



写真(提供・所蔵): 沖縄郵便史研究家 石澤司氏

平成29年度 内閣官房委託調査
尖閣諸島に関する資料調査報告書

平成30年3月 株式会社ストリームグラフ